

新型コロナウイルス感染防止のための保育所等の運営について

考え方

- ◎ 保育所(園)については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で原則開所(園)する。
なお、休所(園)については、地域の感染の状況を考慮しつつ、個々の保育所(園)ごとに判断する。(児童クラブも本内容に準ずる。)

基本的な対応について

- 保育所(園)の感染症予防マニュアルに基づく消毒等の対応と、集団感染のリスクが高まる3つの条件(密閉・密集・密接)を回避した保育を実施する。
- 屋内行事等については、判断時点において特別警報等の発令状況を考慮して実施の可否、見直しの要否を判断する。

感染時等の対応について

① 入所(園)児又は職員に感染が確認された場合

- 原則として感染した児童等が1人の場合はクラス閉鎖は行わず、2人以上など感染拡大が懸念される場合にクラス閉鎖等を最終出席日(最終接触日)を基準に3日間休所(園)とする
※保護者が医療従事者であるなど、休業が困難な場合で保育が必要な入所児については、消毒した複数の部屋に分散させるなどの感染予防策を講じた上で保育を実施する。

② 入所(園)児、職員が濃厚接触者と確認された場合

- 保健所が健康観察を必要として指示する日まで当該入所児は登所(園)自粛、職員は自宅待機とする。(指示がない時は7日を基本とするが、自宅待機4日目及び5日目に個別に抗原定性検査キットを用いた検査(薬事承認されたものに限る)を自費で行い、その結果、陰性を確認した場合は、5日目から自宅待機の解除が可能。)

③ 入所(園)児、職員の家族が濃厚接触者と確認された場合

- 同居の家族が濃厚接触者と特定された児童等の自宅待機の要請はしません。
- 入所児又は職員の家族が濃厚接触者でPCR検査(抗原検査も同様)を受けると場合は、検査の日が決定した日から検査結果が判明するまで、当該入所児は登所(園)自粛、職員は自宅待機とする。
- 検査結果が陰性であった場合は登所(園)可能とする。(心配な場合は経過観察として登所(園)自粛を勧める。)

感染防止対策について

- 家庭と連携し、毎朝の児童の検温を行い、風邪症状の確認を行う。
- 登所(園)前に検温ができなかった児童は、朝のうちに保育所(園)で検温を実施する。
- 児童に少しでも症状がある場合は、無理をせず休養させるとともに、速やかな受診を勧める。あわせて、同居家族に対しても体調変調時は、速やかに受診するよう勧める。その際、児童の登所(園)は控えてもらう。
- マスクは保育の場面で必要に応じ、着用をする。(一律に求めない。)

県知事からの保育所の使用制限要請への対応

県知事から保育所の使用の制限等が要請されない場合

- 基本的に通常の保育を実施する。

県知事から保育所の使用の制限等が要請された場合

- 県知事の要請を踏まえつつ、県と協議の上、登所(園)自粛とすることを基本とする。
※保護者が医療従事者であるなどの休業が困難な場合で保育が必要な入所児については、消毒した複数の部屋に分散させるなどの感染予防策を講じた上で保育を実施する。